平成２９年（フ）第６７１号
愛知県春日井市柏井町５丁目87番地　シャトレ愛松春日井Ｖ404号
債務者　落　　郁朋
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　明美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８４７号
名古屋市中村区畑江通７丁目22番地の１　プログレッソ岩塚505号
債務者　葛西　　浩
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月14日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５１１号
大阪市浪速区幸町１丁目２番24―306号、申立時の住所大阪市淀川区加島３丁目３番40号レオパレス加島サザンフェイス　104号
債務者　岡崎真由美（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　夏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０９号
熊本市中央区新屋敷２丁目21番21―304号ロマネスク新屋敷
債務者　小柳　　博
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　美才
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７２７号
埼玉県川口市東川口２丁目21番10号　リ・ヴラン東川口Ⅱ　102号
債務者　阿部　敏一
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河原崎友太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月19日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１４８号
函館市高盛町23番19号　めぞん弐番館　102号室
債務者　山口百合子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１５３号
北海道松前郡福島町字三岳640番地４
債務者　小野寺　守
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１９号
宮城県石巻市築山１丁目９番29号　コーポジョイ102号、前住所宮城県遠田郡美里町字志賀町１丁目４番地２
債務者　杉木　　豊
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
山形県天童市糠塚２丁目９番６号　プリンス天童内
債務者　豆仙坊こと　向　　忠
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７２号
山形県上山市弁天２丁目７番22号、前住所山形市桜田東２丁目２番12号　タウンハウス桜田Ｂ　202号
債務者　高木　一美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６号
島根県出雲市大津町292番地19
債務者　小椋トミ子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第４８号
福岡県行橋市大字中津熊465番地１　アヴァンツァートヴィレッジⅡ―203
債務者　宮崎多万美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第８号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別355番地の78すずかけ団地Ａ棟―202号
債務者　武田真守美
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第２１１号
埼玉県幸手市南３丁目18番４号
債務者　小林　松夫
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
埼玉県志木市中宗岡１丁目10番５号　Ａｍｏｕｒ　ｏｌｉｖｉｅｒ　204号
債務者　川島　梨奈（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１４号
埼玉県川口市戸塚２丁目19番21―205号　ロイヤルメゾンⅡ
債務者　中野　伸寛
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９５号
埼玉県和光市新倉２丁目24番65号　見晴荘101、旧住所埼玉県和光市新倉３丁目８番34号アップライズ和光303
債務者　川野　清二
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係